

お知らせ

中央公民館本館の停電による夜間の証明書発行の停止

12月3日(金)は、中央公民館本館の電気点検による停電のため、午後5時15分以降の証明書(住民票・印鑑証明・所得証明書)の発行を停止させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先

社会教育課公民館係
☎(48)1111(内1501)

11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けていると思われる子どもを見つけたときは、役場子育て支援課や児童相談所に連絡してください。早期の情報提供、発見が子どもを守ることに繋がります。

※ 連絡は匿名で行うこともできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

家庭児童相談室を利用してください

親子間の問題や家庭での養育について悩んだときに相談する町の窓口です。家庭児童相談員が、電話や面談、訪問などで相談に応じます。

子育て支援センターや学校教育相談員とも連携して保護者と子どもを支援します。

問い合わせ先

- ▽ 家庭児童相談室 ☎(48)2221
- ▽ 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1130)
- ▽ 愛知県知多児童・障害者相談センター ☎(22)3939

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は年末調整・確定申告まで大切に保管をお願いします

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した

保険料が対象です。

令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されます。年末調整・確定申告の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。(令和3年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和4年2月上旬に送付されます)

家族の国民年金保険料を納付された場合も対象です。家族の方宛てに送られた控除証明書も大切に保管してください。

問い合わせ先

- ▽ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
- ▽ 半田年金事務所 ☎(21)2322

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は、11月30日(火)です。8月中旬に県から送付した納付書で、納期限までに納付してください。(納付書を紛失した方は、知多県税事務所へ

問い合わせてください)

納付場所・納税方法

- ▽ 金融機関、県税事務所の窓口
- ▽ コンビニエンスストア、MMK設置店
- ▽ Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM
- ▽ インターネットでのクレジットカードによる納付
- ▽ スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINEPay、PayB)による納付
- ※ コンビニエンスストア、MMK設置店、スマートフォン決済アプリによる納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

その他 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。希望する方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きしてください。

問い合わせ先 愛知県知多県税事務所 課税第一課 県民税・事業税グループ

☎(89)8174(ダイヤルイン)

11月11日から17日は「税を考える週間」です



テーマ 「くらしを支える税」

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、**国税庁ホームページ**で様々な情報を提供しています。私たちのくらしを支える税について、ぜひこの機会に考えてみてください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>



問い合わせ先 半田税務署 ☎(21)3141

